

熊本市ひきこもり支援センター運営業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名
- 熊本市ひきこもり支援センターセンター運営業務
- 2 履行場所
- 熊本市中央区大江5丁目1番1号 熊本市総合保健福祉センター
（ウェルパルクまもと）3階
- 3 履行期間
- 自 令和8年（2026年） 4月 1日
至 令和11年（2029年） 3月31日

4 委託料の額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）

- 5 委託業務内容
- 別紙仕様書のとおり
- 6 契約保証金

上記委託業務（以下「業務」という。）について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

委託者 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
代表者 熊本市長 大 西 一 史

受託者

(総則)

第1条 受託者は、この契約書及び仕様書（以下「契約書等」という。）の規定に基づき、頭書の委託業務を行わなければならない。

2 契約書等に明示されていないもの又は契約書等に交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。

3 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を委託者の指示に従い適正に実施し、契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、委託者の承認を得たときはこの限りではない。

(管理責任者)

第4条 受託者は、業務の履行について管理を行う管理責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。管理責任者を変更したときも同様とする。

(秘密の保持)

第5条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。前条による再委託を受けた者についても同様とする。

(経理)

第6条 受託者は、業務に係る収入及び支出について、他の業務の経理と区別しなければならない。

2 受託者は、経理諸帳簿を完備し、常に収支を明確にしておかななければならない。

(契約の変更)

第7条 契約締結後において、関係法令等の改正その他のやむを得ない理由により、この契約を変更する必要がある場合には、委託者、受託者協議のうえこれを変更することができる。この場合においては、委託者、受託者協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。

(事業実施状況報告等)

第8条 受託者は、この契約に基づく事業実施状況報告及び収支状況報告を委託者が指示する日までに提出しなければならない。

(業務委託料の支払い)

第9条 受託者は、委託者に事業実施状況報告及び委託業務完了届を提出し、委託者の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 業務委託料は、別紙の支払内訳書のとおり支払うものとし、受託者は支払い月の10日までに請求書を提出するものとする。

3 委託者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

4 委託者の責めに帰する事由により、前項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求

することができる。

(損害の負担)

第10条 事業の実施について生じた損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 受託者は、事業の実施にあたり第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(委託者の解除権)

第11条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者がこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が事業を遂行することが困難であると委託者が認めたとき。

(3) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び次条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受託者は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対してその補償を請求することができない。

(談合行為等に対する解除措置)

第12条 委託者は、前条第1項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同

条第6項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。

- (2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第50条第4項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (3) 受託者が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 受託者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項第1号の刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

（受託者の解除権）

第13条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を委託者に請求することができる。

（紛争の解決）

第14条 この契約書に定める事項について委託者と受託者の間に紛争が生じたときは、委託者と受託者の協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、委託者と受託者とが双方平等に負担するものとする。

（複写等の禁止）

第15条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第16条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集若しくは作成した個人情報情報が記録された資料等は、業務の完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（補則）

第16条 契約締結後に契約書等の変更が必要になったときは、委託者と受託者とが、協議の上変更することができるものとする。